

数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(リテラシーレベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベルの対象科目は、学科ごとに別表に定めるとおりとする。

(リテラシーレベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目の成績の状況の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年2月28日から施行する。

2 平成29年度に第1学年に入学した者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、適用しない。

3 令和元年度以前の入学者については、第2学年で履修した物理の単位修得で物理Ⅱを修得したものとみなす

別表

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学 科	教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	情報処理Ⅰ，物理Ⅱ，技術者倫理入門
電気電子工学科	
電子情報工学科	
生物応用化学	
材料工学科	